

公益社団法人東京地学協会表彰規程

(総則)

第1条 公益社団法人東京地学協会（以下「本協会」という。）定款第4条(3)の表彰事業の実施については、この規程によるものとする。

(表彰の種別)

第2条 表彰の種別は以下のとおりとする。

- (1) 東京地学協会メダル 地学分野で極めて顕著な業績を挙げ、国際的にも高く評価される地学者又は来日の外国籍の著名地学者を対象とする表彰。
- (2) 地学普及功労賞 国内において地学の普及に格段の尽力をした者又は団体を対象とする表彰。

(表彰候補者の申請)

第3条 前条各号の表彰の対象となる者（以下「表彰候補者」という）は、次の各号の要件を満たす者とする。ただし、本協会の役員は、その任期中に表彰候補者となることはできない。

- (1) 前条第1号前段の表彰候補者は、優れた研究業績を挙げた研究者であって、本協会の会員を含む3名以上の連名により別紙申請書式をもって申請された者。
- (2) 前条第1号後段の表彰候補者は、本協会の国際交流に功績が認められる外国籍の著名地学者の来日に伴って、関係分野の理事により別紙申請書式の3及び4に準ずる申請書式をもって理事会に申請された者。
- (3) 前条第2号の表彰候補者は、国内において地学の普及に格段の尽力をした者又は団体であって、本協会の会員を含む3名以上の連名により別紙申請書式をもって申請された者。

(表彰者選考委員会)

第4条 第3条(1)若しくは(3)によって申請がなされた場合には、表彰候補者について表彰の適否を審議するため、会長は本協会に表彰者選考委員会を設置するものとする。

- 2 表彰者選考委員会の委員は、地質鉱物学、地理学、地球物理学の分野を網羅する10名以内の者とし、理事会の議を経て会長が任命する。
- 3 表彰者選考委員会の委員長は、理事会の議を経て会長が任命する。
- 4 表彰者選考委員会は、委員長が招集し、委員総数の2分の1以上をもって成立する。
- 5 表彰者選考委員会は、表彰候補者について審議し、委員会の審議を経た結論を稟議し、全会一致の賛成があった者を表彰にふさわしい者として理事会に推薦するものとする。
- 6 表彰者選考委員会の委員長及び委員の任期は、推薦された表彰候補者の理事会におけ

る可否の決定後に終えるものとする。

(表彰者の決定)

第5条 理事会は、表彰者選考委員会から表彰にふさわしい者が推薦された場合は、その可否について審議し、決定する。

2 第3条(2)による申請については、申請のなされた理事会の次回理事会で審議し、その可否を決定する。

(表彰及び広報)

第6条 会長は、前条の規定により表彰者が決定した場合は、適切な時期に表彰者に対し、以下の表彰を行うものとする。

(1) 第2条第1号前段の表彰者に対しては、表彰状及び東京地学協会メダル並びに副賞50万円。

(2) 第2条第1号後段の表彰者に対しては、表彰状及び東京地学協会メダル。

(3) 第2条第2号の表彰者に対しては、表彰状及び副賞50万円。

2 本協会は、表彰の事実及びその意義等について、適切な広報をするものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の議決により行うことができる。

附則

1. この規程は平成25年4月1日から施行する。

2. 社団法人東京地学協会表彰内規(昭38.1.21)は、本規程の施行をもって廃止する。

3. 表彰内規(昭和58年12月23日決定)は、本規程の施行をもって廃止する。

平成25年3月12日理事会決議

別紙

申請日 平成 年 月 日

公益社団法人東京地学協会表彰候補者申請書

1. 申請者氏名（協会員を含む3名以上連記）および所属等

申請代表者氏名：()
所属：()
連絡先：()
電話番号：()
メールアドレス：()
申請者氏名：()
所属：()
申請者氏名：()
所属：()

*申請者が3名以上の場合には追記する。

2. 申請の号(表彰規定 第3条)の別

第3条第()号による申請

3. 表彰候補者の氏名(団体名)および所属等

氏名(団体名)：()
所属(所 管)：()
住所(所在地)：()
年齢(設立年)：(年 月 日)

4. 推薦理由（表彰候補者の履歴書・研究業績や活動内容などの資料を添付すること）

以上